

広島県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十七年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

帝釈峡井関線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町永野字天神七一七番二地先から 神石郡神石高原町永野字天神三〇六番一地先まで	一九・二二〇 〽二二〇・ 九〇	一九・二二〇 〽二二〇・ 九〇	三・九〇〽 一六・六〇	二五八・〇〇	
	三四一・〇〇	三四一・〇〇			
					ダブルウェイ 解除 不用物件 延長二五八・ 〇〇メートル